



甲斐駒カントリークラブ競技の条件

競技の条件

- 1 本競技は、日本ゴルフ協会ゴルフ規則、及び本競技ローカル・ルールを適用する。
- 2 使用球は、日本ゴルフ協会公認球リストに記載されているものとする。
(この条件の違反は競技失格)
- 3 競技者が自己のスタート時間後5分以内にプレーできる状態でスタート時点に到着したときの、遅刻の罰は第1ホールで2打罰付加、なお5分超える遅刻の罰は競技失格とする。
- 4 ホール間での練習禁止、プレーを終えたばかりのホールのグリーン上やその近くでの練習ストロークをしてはならない。但し9ホール終了後、次のホールのスタート時間までの間に行う練習グリーンでのパターを使用した練習は除く。
(この条件の違反は次のホールで2打罰を加える)
- 5 プレーの一時中断、及び再開については委員会の指示に従うこと。

ローカル・ルール

- 1 ストロークと距離の処置に代わるローカルルールは、本競技では適用しない。
- 2 アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- 3 修理地は、青杭を立てた白線の区域をもって標示する。
- 4 川及び池はレッドペナルティーエリアとし赤杭又は赤線をもって標示する。
- 5 電磁誘導カート用道路はその全幅をもってプレー禁止の区域とし、その上に球が止まっているか、又はスタンスがかかる場合は罰なしの救済を受けなければならない。
- 6 現に使用してない予備グリーンはプレー禁止とする。(カラーも含む)
- 7 樹木保護のための巻物施設(巻網など)は樹木の一部とみなす。
- 8 NO.4ホールにあるペナルティーエリアの中に球がある場合(見つからない球がそのペナルティーエリアに止まったことが分かっている、または事実上確実である場合を含む)、プレーヤーには次の選択肢があり、それぞれ1罰打で規則17.1に基づき救済を受ける。または追加の選択肢として、元の球か別の球をドロップゾーンにドロップする。このドロップゾーンは規則14.3に基づく救済エリアである。
- 9 NO.5ホール、グリーン右奥の防球ネット(動かせない障害物)から救済を受ける場合は、定められた指定箇所(ドロップゾーン)にドロップしなければならない。
- 10 NO.7ホールにある修理地から救済を受ける場合は、定められた指定箇所NO.6又はNO.7の(ドロップゾーン)にドロップしなければならない。
- 11 プレーヤーはラウンド中、いつでも乗用カートに乗ることができる。

注意事項

- 1 ローカル・ルールに追加、変更がある場合、マスター室前またはスタートホールで告知する。
- 2 競技会において、プレーの進行に留意し先行組との間隔を不当に開けないよう注意する事。
不当の遅延については、ペナルティーを課すことがある。
- 3 本競技において、あらゆる距離計測器の使用を認めることとする。(高低差がでてもよい)
- 4 本競技において、プレー中に判断しかねる場合は2ボールで処理し、プレー後競技委員の裁定を仰ぐ。
- 5 エチケットを無視して他のプレーヤーに迷惑となるような行為をした場合、委員会は懲罰的な処置としてそのようなプレーヤーに対して一定期間コース内でプレーをする事を禁止したり、競技への出場を禁止する事があります。また、エチケットに重大な違反については当該プレーヤーを競技失格とすることもできます。
- 6 プレーヤーは行動規範を遵守する。